

第 25 号

徳島県富田浜第一駐車場等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県富田浜第一駐車場，徳島県富田浜第二駐車場及び徳島県幸町駐車場 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市紺屋町24番地
株式会社 バル |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。